

在宅高齢者居宅改善費助成金申請要領

在宅の高齢者に対し、要介護状態への進行予防のため、居宅の改善に要する経費を助成します。

【対象となる方】

市内に住所を有する者で居宅の改善を必要とし、次に掲げる条件を満たす方。

- (1) **65歳以上**の在宅の高齢者。
- (2) 対象者及び同居者それぞれの方が、介護保険法による要介護者及び要支援者に該当しないこと。
- (3) 対象者及び同居者それぞれの市民税所得割額が**10万円以下**であること。
- (4) 市内に引き続き1年以上居住していること。
- (5) 過去に同事業による助成金の交付を受けた居宅でないこと。
※ 借家の場合には、家屋所有者に居宅の改善について承諾を得ていること。
- (6) 居宅の改善部分について、申請する年度に他の助成制度を利用していないこと。

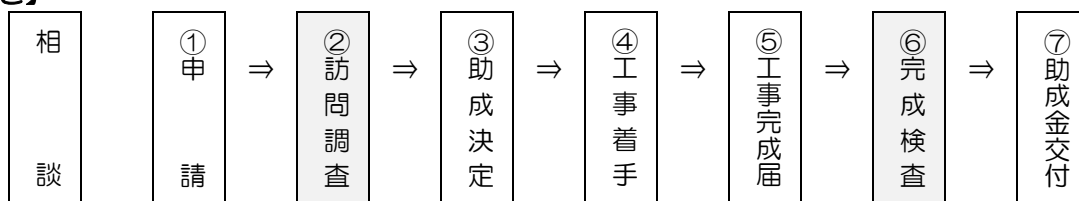
【助成の対象となる工事】

- (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 引き戸等への扉の取替え
- (4) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 浴槽と洗い場との高低差の改善

【助成額】

対象となる経費の**1/3**以内とし、**10万円**を限度とします。

【手続き】



※ 工事の着工前と完成後に職員が訪問調査を行います。

(現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問調査を中止しております。)

※ 助成決定以前に工事に着手した場合は、助成金は交付されませんので注意してください。

※ 決定通知発送から起算して60日以内に工事を完成してください。

※ 助成額が予算枠を超えた場合は、その時点で締め切りとなります。

※ ③助成決定後の申請内容の変更は認められません。再申請または変更申請をしてください。

【必要書類】

申請する時に必要な書類	完成後に必要な書類
(1) 申請書（市指定用紙）	(1) 工事完成届（市指定用紙）
(2) 居宅改善計画書（市指定用紙）	(2) 改善工事に要した費用に係る領収証 又は請求書の写し
(3) 改善内容が把握できる図面（手書き可）※	(3) 改善工事に要した費用に係る内訳書
(4) 対象となる工事の見積書・内訳書	(4) 改善部分の改善後の写真（日付入り）
(5) 改善部分の改善前の写真（日付入り）	
(6) 家屋所有者の承諾書（持家のときは不要）	

※図面が用意できない場合は、写真への書き込み等で代用が可能な場合がありますので、事前にご相談ください。

【申請受付及び問合せ先】

☎350-8601 川越市元町1丁目3番地1

川越市役所 高齢者いきがい課 高齢者いきがい担当 TEL049-224-5809（直通）

居宅改善で浴室をユニットバスに替えられる方へ！！

通常、ユニットバスとは天井・内壁・床等が一体となった物をいいますが、川越市の居宅改善費助成事業ではあくまでもバリアフリーの観点での助成事業となるため、浴槽・洗い場・手すり以外の天井・内壁部分等は助成対象外となります。業者様より提出される見積書にはユニットバスの浴槽が〇〇〇, 〇〇〇円、床が〇〇〇, 〇〇〇円という見積書を作成していただきますようお願いいたします。介護保険用として製造会社ショールーム等にお問い合わせください。

(例)

商 品 名	数 量	単 位	金 額 (円)	摘 要
〇〇〇〇システムバス	1	セツ	1,098,000	浴槽 241,560 円
				床 230,580 円
				手すり 27,000 円
浴室解体費	1	式	100,000	按分 43,000 円

※浴室の解体、設置費用についても浴槽・床部分等の費用割合にて按分してください。

(例)

$$\begin{array}{l} \text{(浴槽の金額)} \\ 241,560 \text{ 円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{(ユニットバスの総額)} \\ 1,098,000 \text{ 円} \end{array} = 0.22 \text{ (22\%)} \\ \text{(浴室床の金額)} \\ 230,580 \text{ 円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{(ユニットバスの総額)} \\ 1,098,000 \text{ 円} \end{array} = 0.21 \text{ (21\%)}$$

$$100,000 \text{ 円 (解体費用)} \times \text{浴 槽 (22\%)} = 22,000 \text{ 円}$$

$$100,000 \text{ 円 (解体費用)} \times \text{浴室床 (21\%)} = 21,000 \text{ 円}$$

※価格、按分割合 (%) 等については、あくまでも例ですので各メーカーにお問い合わせ
ください。

※提出の際には、上記のとおり実際の見積金額（工事総額）と補助対象部分の見積金額が
わかるかたち（2通等になってもかまいません）で提出してください。

※助成対象額は、上記で計算した製品価格から実際の割引を差し引いた額となります。